

(仮称) 海陽公園大型複合遊具等整備工事における実施要領

1. 趣旨

本要領は、荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業区域における公園予定地にて、大型複合遊具等整備工事の工事請負契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という）を企画提案により確定するため、必要な手続きについて定めるものとする。

2. 概要

(1) 名称

(仮称) 海陽公園大型複合遊具等整備工事

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

本プロポーザルは南新地土地区画整理事業区域内の公園計画地に遊具等設置の企画・提案を受けた上で、測量設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事であり工事請負契約を締結する。

(3) 目的

荒尾駅周辺のまちづくりに伴い、南新地土地区画整理事業区域内に公園、緑地の整備を計画している。当地区ではウェルネスタウンをコンセプトにしており、子どもから高齢者まで全ての人々が、心豊かに健康で快適に過ごせる居住環境・交流環境の創出を目指しているものであり、公園緑地についてもこの一翼を担うひとつのシンボリックな存在になるものである。また、公園には来場者をもてなし、行動の契機となるような遊び場を配置することで、地区の魅力となり市民が誇れるひとつのコンテンツになると考えている。本工事では、この遊び場について、限られた事業費を最大限に有効活用し、より多くの人々に喜ばれる遊具を設置することを目的とする。

(4) 工事内容

別紙「(仮称) 海陽公園大型複合遊具等整備工事に係る要求水準書」のとおり

(5) 工期

契約締結日から令和8年3月16日までを予定する。

(6) 提案上限額

140,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※測量設計、製品製作、設置工事等の全てを含む。

3. 参加資格

参加者は次のすべての要件に該当すること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。

- ② 令和7・8年度荒尾市競争入札等参加資格審査申請（建設工事）に登録される者で、「とび・土木・コンクリート」の業種において荒尾市競争入札等参加審査事務処理要綱（平成24年告示第60号）第5条第1項の入札等参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、本工事に係る一部下請けの部分の金額が5,000万円以上を見込む場合は、「とび・土木・コンクリート」に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- ③ 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成7年告示第37号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- ⑦ 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑧ 令和2年度以後、大型複合遊具（国若しくは地方公共団体が発注したもので、かつ最終請負金額が7,000万円以上に限る）の設計、製作、設置の一括工事をプロポーザル方式によって元請として施工した実績があること。
- ⑨ （一社）日本公園施設業協会九州・沖縄支部会員であり、沖縄県を除く九州内に本社、支店、営業所のいずれかを有し、遊具供用開始後の連絡調整及び修繕、メンテナンス時の速やかな対応が可能な体制が整っていること。
- ⑩ 参加表明者と直接的かつ恒常的（3カ月以上）な雇用関係にあり（一社）日本公園施設業協会技術資格者制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者を専任配置できること。また、監理技術者を配置する場合は、「とび・土木・コンクリート」に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であり、かつ、公園施設製品安全管理士の資格を有する監理技術者を専任配置できること。この場合、主任技術者の配置は不要である。
- ⑪ （一社）日本公園施設業協会が認定するSPマーク表示認定企業であること。
- ⑫ ISO9001/ISO14001認証を取得している企業であること。
- ⑬ 公園遊具メーカーとして日本国内に自社工場を所有していること。
- ⑭ 本プロポーザルの施工にあたっては、市内業者を活用する下請施工や必要な資機材、消耗品等を市内業者から調達するなど市内業者の育成や地域経済の振興に配慮すること。

4. 候補者選定の手続

（1）評価委員会の設置

候補者の選定に当たり、「（仮称）海陽公園大型複合遊具等整備工事事業者評

価委員会（以下、「評価委員会」という。）」を設置する。

(2) 一次審査及び二次審査の実施

参加事業者の資格要件を事務局で確認したのち、参加事業者が4者を超える場合は、一次審査（書類審査）を行い上位4者について二次審査（プレゼンテーションによる技術提案の評価）を行う。参加事業者が4者を超えた場合の一次審査（書類審査）は評価委員会が事前に評価基準に沿って審査し、プレゼンテーションを実施する4者を選定する。なお、参加事業者が1者の場合でもプレゼンテーションを行う。

(3) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、荒尾市の休日を定める条例に指定する市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

番号	内容	期日
1	公告	令和7年4月25日（金）
2	参加表明書（要綱様式第1号）の受付	令和7年4月25日（金）から 令和7年5月16日（金）まで
3	現地見学会 ※詳細は下記参照	令和7年5月 7日（水）から 令和7年5月 9日（金）まで
4	参加に係る質疑の受付	令和7年4月25日（金）から 令和7年5月 9日（金）まで
5	質疑の回答	令和7年5月14日（水）予定
6	参加資格の確認及び一次審査	令和7年5月下旬予定
7	提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）の発送	令和7年5月下旬予定
8	提案書の提出意思確認書（要綱様式第4号）の提出期限	令和7年6月20日（金）まで
9	提案書（要綱様式第3号）等の提出期限	令和7年6月20日（金）まで
10	二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年6月下旬予定
11	子どもたちへのアンケート	令和7年6月下旬予定
12	採用（最優秀提案事業者）及び不採用の決定通知（要綱様式第7号及び第8号）並びに契約の締結	令和7年7月上旬予定

※現地見学会について

現地見学を希望する事業者には上記期日で本プロポーザル対象地の案内を行う。案内は事前申込制（先着順）とし、事業者単位で1時間までとする。現地見学を希望する事業者は令和7年5月2日（金）17時までに事務局へ連絡を行うこと。なお、現地説

明会時にヘルメットの着用は不要で写真や動画等の記録は可能である。現地見学への参加の有無は参加表明や審査に何ら影響しない。また、現地見学では場所を案内するのみで質問は受け付けない。

5. 参加表明手続

参加表明する者は、下記の書類を提出し、審査を受けるものとする。

(1) 参加表明書及び提出書類（以下「参加表明書類」という。）

参加表明書類は、以下に示す内容に従い、A4版で作成すること。

- ア 参加表明書（要綱様式第1号）
- イ 施工実績（別記様式2）
- ウ 予定主任技術者または予定監理技術者の資格等（別記様式3）
- エ （一社）日本公園施設業協会発行のSPマーク表示認定企業認定証の写し
- オ 日本国内に自社工場を所有していることが分かる資料（前記の商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写しに含まれていれば不要）
- カ 経営事項審査における最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 参加資格確認の基準日

参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(3) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本9部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式をつづり込み、表紙に名称及び提出業者名を記入すること。

ア 受付期間：令和7年4月25日（金曜）から令和7年5月16日（金曜）までとする。

持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局（末尾記載）

(4) 参加表明書類の作成及び記載上の留意事項

記載内容	内容に関する留意事項
施工実績 （別記様式2） ※企業に関すること	・令和2年4月1日以後、公告日までに完了した国若しくは地方公共団体が発注した大型複合遊具の設計、製作、設置の一括受注工事をプロポーザル方式にて受注した施工実績について記載する。記載する工事は代表1件とし、施工実績のうち本市が求める工事内容、提案上限額に最も類似するものとする。

<p>予定主任技術者または予定監理技術者の資格、施工実績等 (別記様式3) ※技術者に関する こと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定主任技術者は(一社)日本公園施設業協会技術資格者制度の公園施設製品安全管理士の資格を記載し、資格証の写しを必ず添付すること。 ・工事に関係する保有資格を記載し、保有資格を証明する書類の写しを添付すること。 ・下請け金額が5,000万円以上を見込む場合は予定監理技術者について記載すること。契約締結後の申し出は原則不可とするため、可能性がある場合は予定監理技術者を記載すること。
---	---

※ 関連資料

- 1) コリンズに登録されている内容だけでは、大型複合遊具の設計、製作、設置の一括工事の実績として確認できない場合には、実施要領、特記仕様書、施工計画書、設計図等の写しを提出すること。
- 2) 実績に求める大型複合遊具は、いくつもの遊び等の種類、形態が組み合わさった遊具で平面上の面積が300㎡以上のものとする。

6. 質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和7年4月25日（金曜）～令和7年5月9日（金曜）

イ 質疑の方法

本プロポーザルについて質疑のある者は、指定の質疑書（別記様式1）に記載の上、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「（仮称）海陽公園大型複合遊具等整備工事についての質疑」とし、質疑書はWord形式で提出すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑書には、商号（名称）、代表者名、連絡先、担当者氏名等を明記し、質問内容については、簡潔明瞭にまとめること。

質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。電話による受理確認は、差し支えない。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答予定期日：令和7年5月14日（水曜）

イ 回答方法

回答予定期日までに、随時、質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、市ホームページにて回答する。なお、本工事に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7. 一次審査

参加事業者数が4者を超える場合は、評価委員会にて書類審査を実施する。

- (1) 審査予定時期 令和7年5月下旬
- (2) 評価方法

経営事項審査における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値により評価する。評価対象の建設工事の種類は「とび・土工・コンクリート」とし、総合評定値が高い事業者を上位とする。下位が同点により複数あった場合は、建設工事の種類「造園」における総合評定値が高い事業者を上位とする。許可区分は問わないものとする。なお、評価に当たって内容の確認が必要な場合は、事業者へ個別に質問する場合がある。

参加事業者数が4者以下の場合は、参加資格要件のみの確認を行う。また、二次審査では一次審査の評価を加味しない。

8. 提案書の提出要請及び提出意思の確認

- (1) 提案書の提出要請

参加資格の確認及び一次審査の結果に基づき、提案書の提出を要請する事業者を選定し、令和7年5月下旬に「提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）」を発送する予定である。通知のなかった者は、提案書の提出はできないこととする。

- (2) 提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思の有無にかかわらず、以下のとおり持参又は郵送により「提出意思確認書（要綱様式第4号）」を提出すること。提出期限までに提出のなかった事業者は辞退したものとみなす。

ア 提出期限：令和7年6月20日（金曜）までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局

- (3) 辞退

提出意思確認書（要綱様式第4号）にて提案書提出の意思を表明した後に辞退する場合は、提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

9. 提案書等の提出

- (1) 提案書の構成

提出意思確認書（要綱様式第4号）を提出した者は、必ず、提案書（要綱様式第3号）に下記の技術提案書を添付して提出すること。なお、技術提案書の副本には、提出者である企業名等の名称や企業名等が判断できる表現、ロゴ等を一切記載しないこと。

- (2) 技術提案書について

技術提案書は下記書類をこの並びで製本すること。

用紙サイズに指定がないものはA4版またはA3版とする。製本はA4版とするため、A3

版は見開きができるよう折り込むこと。文字サイズは見やすい大きさとし、作成方法は参加表明書と同様とする。

ア 提案目的物の概要図（完成予想イラスト） ※A3カラー版

- ・全体図1枚及びエリア別のイラスト3枚の計4枚を作成すること。
- ・イラストには、提案対象のサイズと実物のサイズが大きく異なることがないよう、イラスト内に身長100cm、130cm、155cm、175cmの人物像を入れ、提案対象物と人物のスケール感を統一すること。
- ・遊具を設置する地域は、新たな価値を創造する先進的なまちに生まれ変わろうとしていることから、国内に類似のデザインがないことに留意すること。
- ・概要図は子どもを対象としたアンケートにも利用する。そのため、提案対象物と関係のない装飾（タイトル部除く）は、記載しないこととする。

イ 遊具の配置計画図（概略図で可能）

ウ 製品の全体寸法（縦横高さ）が分かる図と主要構造部を明記（赤着色）した図
※上記概略図を用いて作成してもよい。

エ プレゼンテーション審査の評価項目を説明する資料

- ・前記の評価項目は「10. プレゼンテーション審査」の表2を参照
- ・A4版とし、評価項目単位で1枚もしくは2枚とする。

オ 遊具設置後20年間の維持管理経費を説明する資料

カ 工程計画表（任意様式）

キ その他必要に応じた補足説明資料

(3) 提案書および見積書の提出

提案書の提出は、下記のとおりとする。

ア 提出期限：令和7年6月20日（金曜）

イ 受付場所：事務局

ウ 提出書類a：提案書（要綱様式第3号）を1部提出するとともに、上記の技術提案書を、正本1部（企業名あり）、副本9部（企業名なし）提出すること。

- ・提案書の電子データ（PDF形式）をCD等の記録媒体に保存し1部提出すること

提出書類b：見積書（任意様式、消費税込み）を1部作成し、次の事項を記載した長形3号の封筒に密封して提出すること。

① 名称（「（仮称）海陽公園大型複合遊具等整備工事」と記載）

② 提出者の所在地・名称代表印

③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

- ・見積書に記載する金額は測量設計費及び製作費を含む総工事費とする。別紙として総工事費の内訳が分かるよう内訳書（任意様式）を同封すること。内訳書には測量設計費を含めた遊具単体価格や組立設置費、基礎工事費、舗装工事費、諸経費等を明記すること。

エ 提出方法：市の休日を除く午前9時から午後5時までに持参すること。また、事前

に持参する日時を事務局へ連絡すること。

(4) 資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、提案書提出要請通知書を受理した者は、当該公園の実施設計図書（遊具を除く。）を提案書の提出期限まで事務局にて閲覧することができる。また、本工事のみに利用する場合に限り、電子データの提供も可能とする。

10. プレゼンテーションによる技術提案の評価

技術提案の内容を相互に確認するため、プレゼンテーションを行う。

(1) 日時

日時は、令和7年6月下旬を予定する。プレゼンテーションの順番は提案書および見積書の提出時にくじ引きにより決定する。正式な日時や場所は改めて通知する。

(2) 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は最大4人までとし、参加表明時の提出書類にて届け出た予定主任技術者または予定監理技術者は、必ず参加しなければならない。

(3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね45分（説明30分、質疑応答15分程度）とする。ただし、提案事業者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

プレゼンテーションはパワーポイント等の説明スライドの併用を可とするが、技術提案書に記載の無い事項は評価しないものとする。なお、説明スライドには提案者名を表示してはならない。

(4) プレゼンテーションに要する機材

プロジェクターとスクリーン（80型）は事務局で準備する。その他の機材については、提案者により準備するものとする。

＜プロジェクターの仕様＞

NEC MC332W

重さ：3.1kg、サイズ：345（幅）×113.5（高さ）×284.5（奥行）mm

表示解像度：WXGA（1,280x800）、画面サイズ（投射距離）：30～300型（1.0～11.6m）

明るさ：3,300lm（ルーメン）

入力端子：HDMI×2系統、D-Sub15ピン（アナログRGB）×1系統 16Wモノラルスピーカー内蔵

(5) 評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表2及び表3の基準に基づき、技術提案の内容、プレゼンテーションの質疑応答の内容を総合的に勘案し評価する。なお、合格に至る技術評価点の最低水準は60点以上とする。

表2. プレゼンテーションの技術評価項目及び配点

評価項目	評価の着目点	配点
<p>テーマやコンセプト 【全体像への期待】</p>	<p>荒尾市の特性や、新たなまちづくりに関するコンセプトを反映し、次世代に向けた新しい要素を取り入れた遊具になっているか。</p> <p>設置予定エリアの公園整備との調和を図り、他にない独創性やシンボル性を持つ遊具になっているか。</p> <p>大型複合遊具は当地区を象徴するようなインパクトのある遊具になっているか。</p> <p>全ての遊具が結びつくようなテーマやコンセプトが感じ取れ、誰にでも行ってみたい、又はやってみたい思いが伝わる遊具になっているか。</p>	<p>30点</p>
<p>遊び等の種類・形態 【遊びの質と量への期待】</p>	<p>斬新かつ新規性の高いアイデアを積極的に活用し、オリジナル性が高く魅力的でここにしかない遊びができるか。</p> <p>子どもの発達年齢に合わせて好奇心を刺激し、遊びの想像性を育み、挑戦を促す遊びができるか。</p> <p>握る・ぶら下がる・登る・揺れるなど、手先から足先まで身体中を駆使して遊ぶことができ、多様な遊び形態に富む、優れた遊びの提案になっているか。</p> <p>年齢層に応じた様々な遊びの要素が備わっており、誰もが楽しさを感じられる様な要素を備えているか。</p> <p>ゾーニングはあるものの兄弟姉妹で遊べることや親と一緒に、祖父母と一緒になど多世代間の交流が生まれる遊びができるか。</p> <p>遊具と一緒に自分だけのペースで楽しむ遊びができるか。</p> <p>公園利用者に対して、インクルーシブな遊び場の気運醸成を図り、十分な啓発活動ができる内容になっているか。</p>	<p>30点</p>

<p>空間への工夫 【魅力的な空間形成への期待】</p>	<p>子ども同士の衝突回避や移動のしやすさなど、適切な動線計画がなされているか。 緊急時に保護者がサポートしやすく、遊具の中でも大人が移動できる配慮がされているか。 利用者間のトラブルを事前に防ぐような、子どもが理解できる遊び方や注意事項、ルール等を分かりやすく伝えるサイン表示がなされているか。 一つ一つの遊具や各プレイグラウンドが公園全域に溶け込む空間形成になっているか。</p>	10点
<p>維持管理 【LCC低減と安心安全への期待】</p>	<p>長寿命化を考慮し、耐久性に優れた材料を使用しているか。 遊具のメンテナンス性（交換・修理）が高く、交換部品の調達や修繕が容易にできるよう配慮した提案となっているか。 部分改修が可能な構造など、維持管理を容易にするための工夫が見られ、計画的に遊具を維持することが可能になっているか。</p>	20点
<p>緊急時の対応、賠償責任 【万が一の備えに対する期待】</p>	<p>九州圏内にメーカーの拠点をもち、部材供給などを遅滞なく実施できる体制を整えているか。 生産物賠償責任保険に加入など、万が一の生産上の過失が発生した際に、十分な補償責任を負う事ができるか。</p>	5点
<p>地域経済への振興 【地場企業活性化への期待】</p>	<p>工事の協力体制や備品購入など市内事業者の活用に配慮されているか。 地場企業への振興が本市経済の発展に繋がることを十分に理解しているか。</p>	5点
<p>技術評価点合計</p>		100点

表3. 評価項目の採点基準

評価	判断基準	配点割合
A	特に優れている	81～100%程度
B	優れている	61～80%程度
C	要求水準を満たす	1～60%程度
D	要求水準に満たない	0%程度

※採点は配点割合を基準にした整数で行う。

例：配点が10点の場合、A＝10～9点、B＝8～7点、C＝6～1点、D＝0点

※要求水準に満たない項目があった場合は失格とする。

1 1. 子どもたちへのアンケート

遊具の主な利用者は子どもたちであり、利用者目線で子どもと一緒に選定するという観点からプレゼンテーション審査と並行してアンケートを実施する。技術提案書の「提案目的物の概要図（完成予想イラスト）」のみを用いて、それぞれの提案を比較し投票形式で当公園に相応しい遊具を全て選んでもらう。

※公平性を保つためイラストのみを基本とし説明文は用いない。

アンケートによる評価は以下の式に基づき配点を行う。

$$\left(\text{提案者の得票数} \div \text{最高得票数} \right) \times 10$$

1 2. 最優秀提案事業者の選定等

(1) 最優秀提案事業者選定方法

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。荒尾市プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、下記の算定方式によって提案価格及び評価委員会の技術評価、子どもたちへのアンケートによる配点を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。なお、提案者の評価点数が同点となった場合は、技術評価点合計が高い提案者を上位とし、技術評価点合計も同点の場合は技術評価項目の「遊び等の種類・形態」が高い提案者を上位とする。

$$\text{評価点数} = \left(\frac{\text{技術評価点合計}}{100} \times 80 \right) + \left(\text{アンケートによる配点} \left(\text{提案者の得票数} \div \text{最高得票数} \right) \times 10 \right) + \left(\frac{\text{最も低い見積額}}{\text{参加者の見積額}} \times 10 \right)$$

※評価点に端数が発生するときは、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

市長は、上記の審査会及び評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。

(2) 最優秀提案事業者決定後の手続

市は、最優秀提案事業者と契約交渉を行う。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合には、次点の事業者と交渉を行うこととする。

(3) 審査結果等の通知及び公表

市は、審査結果を参加者全員に速やかに通知（令和7年7月上旬を予定）するとともに、最優秀提案事業者を市ホームページで公表する。契約金額及び審査の概要については契約締結後に公表するものとし、最優秀提案事業者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。なお、電話による問い合わせには一切応じない。

13. その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 提示資料の取扱い

市から提示する資料等について、提案書作成にかかる検討以外の目的での使用は厳禁とする。

(4) 参加表明書及び提案書等の提出書類の取扱い

本実施要領に基づき提出された提出書類は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(5) 虚偽の取扱い及び失格事項

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本プロポーザルについて審査会委員や関係者に接触したとき。

イ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

ウ 参加資格要件を満たさないことが判明したとき。

エ 提案上限額を超える提案をしたとき。

オ プロポーザル参加表明書の提出後、最優秀提案事業者決定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。

カ その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又は要領に定める手続によらなかったとき。

(6) 予定技術者の変更

参加表明書類に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて発注者の了解を得なければならない。この場合、発注者は追加資料の提出を求めることができるものとする。

(7) 著作権

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、市がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、市に提出した提案書等の返却は行わない。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部署名 荒尾市 地域振興部 都市計画課 計画係

住 所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390

電話番号 0968-63-1487 ファックス 0968-62-3112

電子メール toshi@city.arao.lg.jp